

平成30年度「規制緩和要望」について

平成30年9月18日
一般社団法人 第二地方銀行協会

当協会は、平成30年度「規制緩和要望」として、地域活性化や銀行業務等に関する規制緩和要望を別添のとおり取りまとめ、内閣府（規制改革ホットライン）に提出いたしました。

以 上

【本件に関するお問合せ先】

金融情報室：早 川

TEL:03-3262-2543

平成30年度 規制緩和要望

一般社団法人 第二地方銀行協会

目 次

No. 1	銀行窓販に係る弊害防止措置(融資先販売規制・担当者分離規制)の撤廃 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
No. 2	保険業法上の構成員契約規則からの銀行の除外・・・・・・・・	4
No. 3	「事業承継」、地公体が主導する「まちづくり」に限定した不動産仲介業務の取扱い解禁・・・・・・・・	5
No. 4	「教育ローン」の割賦販売法の規制対象からの除外・・・・・・・・	6
No. 5	社会福祉法人の財産への担保設定に係る所轄庁の承認手続きの簡素化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
No. 6	不良債権開示における「リスク管理債権」と「金融再生法開示債権」の一元化・・・・・・・・	8
No. 7	規模が大きい特定保険募集人の該当基準見直し・・・・・・・・	9
No. 8	銀行の保有不動産に係る賃貸業務の一層の柔軟化・・・・・・・・	10
No. 9	リフォームローンの割賦販売法の規制対象からの条件付適用除外 (新規要望)・・・・・・・・	11
No. 10	海外発行カード対応ATMでの引出手数料に関する利息制限法の緩和 (新規要望)・・・・・・・・	12
No. 11	保険募集における非公開情報保護措置の撤廃(新規要望)・・・・・・・・	13
No. 12	中小企業信用保険制度の対象業種の追加(新規要望)・・・・・・・・	14
No. 13	地域活性化ファンドに限定した5%ルール要件緩和(新規要望)・	15

No. 1 銀行窓販に係る弊害防止措置（融資先販売規制・担当者分離規制）の撤廃

<p>(1) 要望の具体的内容</p>
<p>顧客利便性向上の観点から、銀行の保険窓販に係る弊害防止措置（融資先販売規制、担当者分離規制）を撤廃していただきたい。</p>
<p>(2) 要望理由（弊害の具体的内容等）</p>
<p>本規制については、銀行の圧力販売防止や利用者保護の観点から設けられているが、そもそも銀行は、独占禁止法や個人情報保護法、監督指針等の中で、優越的地位の濫用防止や利用目的の同意確認、情報管理の徹底など、法令順守による内部管理態勢が十分に構築されており、本件は過度な規制と考えられる。</p> <p>「融資先販売規制」「担当者分離規制」については、窓口に来店した場合等、顧客からの申し出であっても、勤務先が事業性融資先であることや、対応した職員が融資業務の担当であることを理由に、法令等で提案・販売できないというのは、顧客の理解を得にくい状況にあり、顧客の利便性が阻害されている。</p> <p>これまで段階的に規制緩和が行われてきたが、更なる見直しを要望する。</p>
<p>(3) 制度の現状・根拠法令</p>
<p>(制度の現状)</p> <p>銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられている。</p> <p>(該当法令等)</p> <p>保険業法施行規則第 212 条、第 234 条第 1 項等</p>

No. 2 保険業法上の構成員契約規制からの銀行の除外

<p>(1) 要望の具体的内容</p>
<p>顧客利便性向上の観点から、生命保険募集人である企業の役職員、および当該企業と密接な関係（人事・資本）を有する法人の役職員への保険販売を一律に禁止している構成員契約規制から銀行を除外していただきたい。</p>
<p>(2) 要望理由（弊害の具体的内容等）</p>
<p>本規制は、銀行の圧力販売防止が目的とされているが、法令順守の下でその適切な態勢を構築しており、過度な規制と考えられる。</p> <p>また、規制対象を一律に禁止しているため、窓口に来店した場合等、顧客からの申し出であっても対応できず、特に、銀行職員が少数しか出向していない企業や大企業の役職員等、実質的支配が及ばない企業については、申込みできない理由が直接本人に起因しないことから、顧客の理解を得にくい状況にあり、顧客の自由な商品・サービスの選択や利便性が阻害されている。金融機関の金融サービス機能を一層充実させる観点からも、銀行を本規制の対象から除外していただきたい。</p>
<p>(3) 制度の現状・根拠法令</p>
<p>(制度の現状)</p> <p>企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者（法人）の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されている。</p> <p>(該当法令等)</p> <p>保険業法第300条第1項第9号、同法施行規則第234条第1項第2号、平成10年大蔵省告示第238号、保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2-2(7)③</p>

No. 3 「事業承継」、地公体が主導する「まちづくり」に限定した不動産仲介業務の取扱い解禁

(1) 要望の具体的内容
①「事業承継」に関連した不動産仲介業務の取扱いを解禁する。 ②再開発事業、コンパクトシティ形成事業、まちづくりのための特定の事業に限定し不動産仲介業務の取扱いを解禁する。
(2) 要望理由（弊害の具体的内容等）
現在、地域金融機関が積極的に取り組んでいる「事業承継支援」と地方創生としての「まちづくり」において、不動産の取扱いが重要なポイントとなる事案が多い。地方では、大手不動産会社が地域活性化事業に携わるケースが少ないため、不動産情報は銀行に集まる傾向にあり、更には、銀行所有不動産の賃貸に係る監督指針の改正を措置頂いたことで、情報・ニーズ等が、銀行にさらに集まる傾向となることが見込まれる。当事者や第三者の思惑が繊細な問題となりやすい事業承継や、銀行所有不動産を起点に周辺不動産との一体開発などに関わる不動産取引を、顧客からの信頼が厚い金融機関が中立的立場で手掛けることは、案件の円滑な進展を顧客利便性に大いに貢献できるものと思料する。
(3) 制度の現状・根拠法令
(制度の現状) 銀行は一部の信託兼営金融機関を除き、不動産業務を行うことが禁止されている。 (該当法令等) 銀行法第12条、第16条の2第1項

No. 4 「教育ローン」の割賦販売法の規制対象からの除外

<p>(1) 要望の具体的内容</p>
<p>顧客に不利益を与える可能性が極めて低い国公立大学法人や、文部科学大臣の認可を受けた学校法人等と提携した「教育ローン」について、割賦販売法の規制の対象外としていただきたい。</p>
<p>(2) 要望理由（弊害の具体的内容等）</p>
<p>提携教育ローンについては、国公立大学法人や文部科学大臣の認可を受けた学校法人等、国等の一定の関与が認められる教育機関が提携先であれば、顧客に不利益を与える可能性が極めて低いと思われ、現行規制下においても、国や地公体が関わる取引は適用除外とされていることから、同様の取扱いとしても問題にならないと考える。</p> <p>また、同規制対象下では、ローン実行に伴う事務・管理態勢の負担が大きく、顧客のニーズに円滑に対応できないのが実情である。</p> <p>学校法人や保護者等の利用者からは、一般に低利となる銀行の提携ローンを利用したいとの希望が寄せられており、利用者の経済的な負担軽減のほか、地域金融機関が地元教育機関と提携することによる首都圏の学生集中是正等にも寄与すると考える。本規制の目的は理解できるが、こうした効果等も勘案し検討いただきたい。</p>
<p>(3) 制度の現状・根拠法令</p>
<p>(制度の現状)</p> <p>平成 20 年の割賦販売法改正により、個別信用購入あっせんについて、原則全ての商品等の販売に係る取引が対象となった。これにより、例えば、銀行等の扱う提携教育ローンも、銀行・消費者間の金銭消費貸借契約と、学校・消費者間の役務提供契約との間に「密接な牽連性」が存在する場合は規制対象となった。「密接な牽連性」の有無は、金銭消費貸借契約と役務提供契約の手続的・内容的・一体的な一体性や金融機関と役務提供事業者との一体的関係・資本関係等の要素を考慮した上で、総合的に判断している。</p> <p>(該当法令等)</p> <p>割賦販売法（第 2 条第 4 項、第 35 条の 3 の 23、第 35 条の 3 の 60 第 2 項）</p>

No. 5 社会福祉法人の財産への担保設定に係る所轄庁の承認手続きの簡素化

<p>(1) 要望の具体的内容</p>
<p>社会福祉法人の利便性向上のため、当該法人の財産への担保設定に係る所轄庁の承認手続きを届出等で済むよう簡素化していただきたい。</p>
<p>(2) 要望理由（弊害の具体的内容等）</p>
<p>社会福祉法人の財産を銀行単独で担保設定する場合、当該法人の申し出であっても、所轄庁の事前の承認が必要である一方、国が出資している独立行政法人福祉医療機構が関与する場合は、不要であるといった優遇措置が存在していること等から、銀行資金調達が敬遠されるケースが見受けられる。社会福祉法人はその公共性が高い点から、一定の所轄庁の関与は必要であると思われるが、高齢化の進展を踏まえ社会福祉事業への円滑な資金供給の必要性は増してきている。担保提供の妥当性や必要性等については、社会福祉法人の理事要件（親族等の特殊関係者の制限）等により、相応に考慮されて決定されている。よって、本件については、所轄庁への届出等で済むよう手続きを簡素化していただきたい。</p>
<p>(3) 制度の現状・根拠法令</p>
<p>(制度の現状)</p> <p>社会福祉法人は、社会福祉事業という公益性の高い事業を安定的、継続的に経営していくことが求められる。このため、特に財政面において、確固とした経営基盤を有していることが必要であることから、社会福祉法第 25 条において、社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならないこととしている。</p> <p>このため法人存立の基礎となる基本財産を処分し、又は担保に供する場合には、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得た上で、所轄庁の承認を得ることを必要としている。一方、①独立行政法人福祉医療機構に対して担保に供する場合、②独立行政法人福祉医療機構と協調融資の契約を結んだ民間金融機関に対して担保に供する場合については、下記のとおり、社会福祉施設の維持・存続という目的に即して融資が行われることが明らかであり、また同機構において、所轄庁と同等の審査が行われること等から、所轄庁の承認を不要としている。</p> <p>(該当法令等)</p> <p>社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 25 条、社会福祉法人の認可について（平成 12 年 12 月 1 日障第 890 号、社援第 2618 号、老発第 794 号、児発第 908 号）</p>

No. 6 不良債権開示における「リスク管理債権」と「金融再生法開示債権」の一元化

<p>(1) 要望の具体的内容</p>
<p>それぞれの開示債権に係る算定や検証等に要する事務負担の軽減等の観点から、2種類の基準による不良債権開示を一元化していただきたい。</p>
<p>(2) 要望理由（弊害の具体的内容等）</p>
<p>銀行の不良債権開示においては、①銀行法に基づく「リスク管理債権」と②金融再生法に基づく「金融再生法開示債権」の2つの基準による不良債権について、半期毎に開示しなくてはならない。</p> <p>①については、貸出金のみを対象（分類も貸出金単位）としており、米国基準との同等性や長期的な連結ベースでの比較可能性等の観点から開示が求められている。</p> <p>一方、②については、貸出金のほか支払承諾見返なども含めた総与信に係る債権を対象とし、その分類は要管理債権を除き債務者単位という点は、自己査定に準じたものとなっているほか、導入から一定の年月を経ており、相応の時系列比較も可能であることから、現在では、一般的に不良債権のベンチマークとしては②が認知・定着していると認識している。</p> <p>双方の不良債権額及びその比率は、類似指標となっているが、それぞれの異なる算定や検証等には相応の時間を要していることから、銀行の事務効率化の観点や一般の利用者に対して分かり易い開示とするため、是非一元化を図って頂きたい。なお、現在「金融検査・監督における考え方と進め方」において、金融検査マニュアルの廃止を含めた抜本的な見直しに着手しており、本要望についても同見直しの枠組みの中、検討していただきたい。</p>
<p>(3) 制度の現状・根拠法令</p>
<p>(制度の現状)</p> <p>銀行法施行規則第19条の2に基づき、貸出金のうちリスク管理債権に該当するものを、銀行は半期、協同組織金融機関は年度ごとに開示。また金融再生法施行規則第4条に基づき、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返金等の「金融再生法開示債権」の査定結果も、銀行は半期、協同組織金融機関は年度ごとに公表している。</p> <p>(該当法令等)</p> <p>銀行法第21条、銀行法施行規則第19条の2、金融再生法第6条、第7条、金融再生法施行規則第2条、第4条、第6条</p>

No. 7 規模が大きい特定保険募集人の該当基準見直し

<p>(1) 要望の具体的内容</p>
<p>「規模が大きい特定保険募集人」には、次のいずれか条件にあてはまる場合に該当する。</p> <p>【条件 1】直近の事業年度末において、所属保険会社等の数が 15 社以上</p> <p>【条件 2】所属保険会社等の数が 2 社以上で、直近事業年度の手数料・報酬等の合計額が 10 億円以上</p> <p>この条件のうち、【条件 1】について撤廃を検討していただきたい。</p>
<p>(2) 要望理由（弊害の具体的内容等）</p>
<p>「規模が大きい特定保険募集人」の該当条件のひとつである「直近の事業年度末において、所属保険会社の数が 15 社以上」という要件は、課される義務対応の負荷を考えた場合、所属保険会社を 14 社以内に抑えるといった動きが生じる可能性がある。このことは、十分な情報と豊富な選択肢を基に購入判断ができるような環境の整備や顧客が品揃え豊かなメニューを与えられ、中立的かつ専門的な助言を得ながら選択・購入できる仕組みを構築することの足枷にもなりかねないものと思料する。</p> <p>「豊富な選択肢」や「品揃え豊かなメニュー」という顧客意向を満たす品揃えを実践しようとした場合、所属保険会社の数が 15 社以上になることは十分考えられる。しかしながら、事業規模が必ずしも大きくなるわけではなく、代理店にとっては、課される義務対応の負荷だけが膨らむことから、条件に該当しないように所属保険会社数を制限して販売するといった、顧客本位に逆行しかねない状況が生じる可能性がある。</p>
<p>(3) 制度の現状・根拠法令</p>
<p>(制度の現状)</p> <p>「規模が大きい特定保険募集人」に該当した場合、「帳簿書類の備付け」及び「事業報告書の作成・提出」の義務が課せられる。</p> <p>(該当法令等)</p> <p>保険業法第 303 条・第 304 条及び保険業法施行規則第 236 条の 2</p>

No. 8 銀行の保有不動産に係る賃貸業務の一層の柔軟化

<p>(1) 要望の具体的内容</p>
<p>地方創生や中心市街地活性化等の観点から、業務の用に供しなくなった店舗、既存店舗の余剰スペース、あるいは店舗新築・建替の際に予め確保したスペース等を活かし賃貸業務が行えるよう、要件を一層柔軟化していただきたい。</p>
<p>(2) 要望理由（弊害の具体的内容等）</p>
<p>銀行が保有する不動産の賃貸については、その他付随業務として、固有業務の規模に比して過大でないことや、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性が要件となっている。また、公共的役割を有している主体からの要請に伴い賃貸を行う場合は、賃貸の規模や期間について柔軟な対応が可能となっている。銀行の店舗等は比較的好立地にあり、地元の民間事業者等からも賃貸のニーズがあるほか地域に合った有効活用を望む声がある。こうした要望に応え、業務の用に供しなくなった店舗、既存店舗の余剰スペース、あるいは店舗新築・建替の際に予め確保したスペース等を活かし、小売、医療、福祉、教育等の企業に賃貸することができれば、政府が推進する地方創生や中心市街地活性化の促進につながるものと思料する。これまでも段階的に規制緩和が行われてきたが、銀行の業務の公共性や十分な信用を求められていることなどを鑑み、公共的役割を有している主体からの要請がない場合であっても、賃貸業務が幅広く行えるよう更なる見直しを要望する。</p>
<p>(3) 制度の現状・根拠法令</p>
<p>(制度の現状)</p> <p>銀行が所有する余剰不動産の賃貸については、その他の付随する業務（銀行法第10条第2項）として、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性の一定の要件のもと、業務として行うことが可能となっている。</p> <p>(該当法令等)</p> <p>主要行等向けの総合的な監督指針Ⅴ-3-2 (4)</p> <p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-2 (4)</p>

**No. 9 リフォームローンの割賦販売法の規制対象からの条件付適用除外
(新規要望)**

<p>(1) 要望の具体的内容</p>
<p>リフォームローンの提携をすることができれば、業者や顧客にとっても利便性が向上すると考えられ、提携住宅ローンを締結している業者に限って、割賦販売法の規制対象からの適用除外としていただきたい。</p>
<p>(2) 要望理由 (弊害の具体的内容等)</p>
<p>政府では、平成 27 年に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空家や中古住宅に対して活用促進を促している。空家等の活用はリフォーム工事が不可欠であり、金融面でもサポートしていくため本件の要望を行う。</p> <p>現行規制下ではハウスメーカー等と業務提携（提携住宅ローン）を締結する際、改正割賦販売法規制の対象となるため、リフォーム業務を業務提携の内容から除外し対応している。ハウスメーカー等に対し、新規物件は紹介が可能であるにもかかわらず、リフォーム工事は対象外となっていることに顧客の理解が得られにくいのが実情であるため、リフォームローンの割賦販売法の規制緩和が望まれる。</p> <p>ただ、リフォーム工事を巡っては、顧客が業者とのトラブルに巻き込まれる事案が少なからずあるのも実情である。このため、提携住宅ローンを締結している業者に限るといった条件付で、リフォームローンの割賦販売法の規制対象からの適用除外を要望する。</p>
<p>(3) 制度の現状・根拠法令</p>
<p>(制度の現状)</p> <p>割賦販売法により、リフォーム工事は融資と密接な牽連性があるとされ、金融機関から顧客へリフォーム業者の紹介等は禁止されている。</p> <p>(該当法令等)</p> <p>割賦販売法 35 条 3 の 23、60</p>

**No.10 海外発行カード対応ATMでの引出手数料に関する利息制限法の緩和
(新規要望)**

<p>(1) 要望の具体的内容</p>
<p>海外発行カード対応ATMでの引出手数料を柔軟に設定できるようにするため、海外カードによる取引について、利息制限法等で定めるATM利用料の上限の例外としていただきたい。</p>
<p>(2) 要望理由(弊害の具体的内容等)</p>
<p>政府では平成28年3月に策定した「明日の日本を支える観光ビジョン」の中で、2020年に訪日観光客数を4000万人とする目標を掲げるなど、観光立国に向けて政策を進めているが、金融面でも後押しするために本件要望を行う。また、金融庁においても、平成29事務年度金融行政方針の中で、海外発行カード対応ATMについて推進することが明記されている。</p> <p>国内銀行の海外発行カードの引出手数料をATM利用料の上限の例外(対象外とする、もしくは別途上限を設ける)とすれば、より柔軟な手数料設定が可能となり、海外発行カード対応ATMの増加、訪日外国人観光客の利便性向上に繋がる。</p>
<p>(3) 制度の現状・根拠法令</p>
<p>(制度の現状)</p> <p>「利息制限法施行令」及び「出資の受入れ、預かり金及び金利等の取締りに関する法律施行令」において、利息とみなされないATM利用料の上限は、1万円以下の額108円、1万円を超える額216円と定められている。国内銀行のATMにおいて、海外発行のクレジットカード発行やキャッシュカードを利用する場合、国際ブランドのATM利用ネットワークや、当該ネットワークと自行のシステムを仲介する国内クレジットカード会社への手数料が発生する。これらの手数料は、上記ATM利用料の上限を上回る場合が多い。</p> <p>(該当法令等)</p> <p>利息制限法施行令第2条、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令第2条</p>

No.11 保険募集における非公開情報保護措置の撤廃（新規要望）

<p>(1) 要望の具体的内容</p>
<p>顧客ニーズの多様化・高度化に対応する観点から、銀行取引を通じて得た非公開情報（預金の残高情報等）の保護措置を撤廃していただきたい。</p>
<p>(2) 要望理由（弊害の具体的内容等）</p>
<p>本規制については、利用者保護の観点から設けられているが、そもそも銀行は、法律や監督指針の下で情報管理の徹底など、法令順守による内部管理態勢が十分に構築されており、本件は過度な規制と考えられる。</p> <p>「顧客本位の業務運営に関する原則」（平成 29 年 3 月 30 日公表）においては、「金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨を行うべき」としている。</p> <p>現行規制下では、保険販売について、非公開情報保護措置に基づき事前同意を取得後でなければ販売できず、必ずしも顧客の利益に十分に資する金融サービスを提供できないため要望するものである。</p>
<p>(3) 制度の現状・根拠法令</p>
<p>(制度の現状)</p> <p>銀行業務に際し知り得た顧客の非公開情報を、顧客の事前の同意なしに、保険募集に利用することは禁止されている。</p> <p>(該当法令等)</p> <p>保険業法第 275 条第 1 項、保険業法施行規則第 212 条第 2 項第 1 号、第 212 条の 2 第 2 項第 1 号、第 212 条の 4 第 2 項第 1 号、第 212 条の 5 第 2 項第 1 号、保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2-6-2</p>

No.12 中小企業信用保険制度の対象業種の追加（新規要望）

<p>(1) 要望の具体的内容</p>
<p>中小企業信用保険制度の対象業種に、農業・林業・漁業を追加していただきたい。</p>
<p>(2) 要望理由（弊害の具体的内容等）</p>
<p>現状、農業信用保証保険制度が存在するが、地域によっては農業・林業・漁業および関連事業が主要かつ重要な産業であることが多く、円滑な金融を確保する観点から、中小企業信用保険制度の対象業種に農業等を追加して頂きたい。今般、政府より農業の6次産業化や異業種からの進出を後押しするため、商工業者が農業を実施する際に必要となる事業資金の借入に際して、中小企業向けの信用保証制度の利用を可能とすることについて、地域のニーズを踏まえつつ、関係機関と検討していくとの方針も出ており要望するものである。</p>
<p>(3) 制度の現状・根拠法令</p>
<p>(制度の現状) 農業・林業・漁業は中小企業信用保険制度の対象外であることから、信用保証協会を利用できない。 (該当法令等) 中小企業信用保険法施行令第1条第1項、第2条第1項</p>

No.13 地域活性化ファンドに限定した5%ルールの要件緩和（新規要望）

<p>(1) 要望の具体的内容</p>
<p>地域活性化ファンドを組成する際、銀行本体でG P（無限責任組合員）となると、5%ルールに抵触するため少額出資しかできない。銀行本体で、管理運営ができるG P（無限責任組合員）について、地域活性化ファンドを組成する場合に限り、5%ルールを撤廃していただきたい。</p>
<p>(2) 要望理由（弊害の具体的内容等）</p>
<p>現状、地域活性化ファンドを組成する際、銀行は、G Pとしてファンドに出資を行いつつ管理・運営を行う場合と、L Pとしてファンド出資のみを行う場合がある。</p> <p>このうちG Pは、議決権保有規制（5%ルール）の規制対象となっており出資額が限定されるため、その額以上に投資を希望する際には、銀行の関連会社（連結子会社であるリース会社、ベンチャーキャピタル等）がG Pとなり管理・運営を行ない、銀行はL Pとして出資のみを行う場合が多く、また、関連会社では、専門知識を持った人員が不足していることから、積極的にファンドを組成することが難しい要因となっている。</p> <p>現行規制は、銀行による事業支配力の過度な集中の未然防止や、銀行が本業以外の事業により健全性を損なうことがないようにするためと解されるが、地域活性化ファンド組成に限れば、規制の実効性は十分に確保されると考えられる。また、出資に係る規制が緩和されれば、銀行が、ファンドの管理・運営面と資金面の両面で関与することが可能となり、ファンド組成の活性化が期待できることから要望するものである。</p>
<p>(3) 制度の現状・根拠法令</p>
<p>(制度の現状)</p> <p>地域活性化ファンドを組成する際、銀行本体でG P（無限責任組合員）となると、議決権保有規制（5%ルール）に抵触するため少額出資しかできない。</p> <p>(該当法令等)</p> <p>独占禁止法第11条、銀行法16条の4</p>